

○南房総市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱

平成19年12月11日

告示第160号

改正 平成22年6月17日告示第100号

平成23年9月15日告示第128号

平成24年1月13日告示第4号

平成25年3月29日告示第65号

平成26年6月6日告示第122号

平成27年12月25日告示第164号

(目的)

第1条 この告示は、グループホーム等に入居する障害者に対し、その入居するグループホーム等の家賃の一部について助成することにより、障害者の経済的負担の軽減を図り、もって障害者の地域社会における自立生活の助長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 本市が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により、介護給付費等の支給決定を行った者又は市長が、グループホーム等に入居する必要があると認めた者をいう。
- (2) グループホーム等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業所で、同法第36条第1項の規定により指定を受けたもの
 - イ 千葉県知的障害者生活ホーム運営事業実施要綱(昭和61年7月1日付け障第158号)に基づき、千葉県知事の承認を受けた知的障害者生活ホーム
 - ウ 千葉県精神障害者ふれあいホーム運営事業実施要綱（平成15年3月17日付け障第1108号）に基づき、千葉県知事の承認を受けた精神障害者ふれあいホーム
- (3) 家賃 グループホーム等の入居に係る家賃（入居にかかる敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他諸費用を除く。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する障害者とする。

- (1) グループホーム等に入居し、かつ、その家賃を負担していること。
- (2) 市町村民税非課税世帯に属する者であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1箇月につき家賃の月額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条の3第1項第2号に規定する特定障害者特別給付費（以下「特定障害者特別給付費」という。）が支給される場合にあつては、当該家賃の月額から特定障害者特別給付費の額を控除して得た額）に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、25,000円（特定障害者特別給付費が支給される場合にあつては、20,000円）を上限とする。

2 前項に規定する助成金の額は、助成対象者が月の途中においてグループホーム等に入居し、又はグループ

ホーム等を退去したときは、日割計算によるものとする。

(支給申請及び決定)

第5条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者グループホーム等入居者家賃助成申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 当該グループホーム等の入居に係る契約書(これらに類する書類を含む。)
- (2) 市町村民税額を証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の支給の可否を決定し、障害者グループホーム等入居者家賃助成決定(却下)通知書(別記第2号様式)により当該提出を行った申請者に通知するものとする。

(支給の時期等)

第6条 助成金の支給は、前条の規定により助成金の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)に助成金を支給すべき事由が発生した日の属する月から始め、助成金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

- 2 助成金の支給の時期は、毎年4月及び10月の2期に、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった助成金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の助成金は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。
- 3 支給決定者は、助成金の支給を受けようとするときは、障害者グループホーム等入居者家賃助成金請求書(別記第3号様式)に領収書の写しを添え、市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第7条 支給決定者は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、障害者グループホーム等入居者家賃助成変更届(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第8条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、虚偽の申請その他不正行為が認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、障害者グループホーム等入居者家賃助成取消通知書(別記第5号様式)により支給決定者に通知するものとする。

(返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があると認めたときは、期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、家賃の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の助成金の支給から適用する。

附 則(平成22年6月17日告示第100号)

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の補助金の支給から適用する。

附 則（平成23年9月15日告示第128号）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金の支給から適用する。

附 則（平成24年1月13日告示第4号）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第65号）抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月6日告示第122号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年12月25日告示第164号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

